

「自治体の代表機関に関する規律」法制比較(素案)

1. 日本

(1) 日本国憲法下

- ア 現行制度……………1
- イ 特別区の区長の選任制度……………3

(2) 日本国憲法施行前

- ア 市制1888年制定時……………4
- イ 町村制1888年制定時……………6
- ウ 市制1911年改正時……………8
- エ 町村制1911年改正時……………11
- オ 北海道一級町村制1897年制定時……………13
- カ 北海道二級町村制1897年制定時……………17

2. 国際比較

(1) 単一制国家

- ア 韓国……………21
- イ フランス……………23
- ウ オランダ……………25
- エ スウェーデン……………27
- オ イギリス……………29

(2) 連邦制国家

- ア ドイツ……………35
- イ アメリカ合衆国……………39

(3) その他

- EU諸国共通……………52

3. 出典……………53

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (現行制度)	<p>【総括】 (無し)</p> <p>【立法機関】 ○議決機関としての議会の設置が必要(憲法、自治法) ・町村については、条例により、議会を置かず、総会を設置可(自治法) ※「(自治法94条は、)第89条の例外であっても、憲法第93条第1項の例外ではない。(中略)町村総会は、それ自体が当該町村の議事機関であり、とりもなおさず、憲法にいうところの議会に他ならないと解して差しつかえない。」(松本英昭『新版逐条地方自治法<第5次改訂版>』学陽書房、2009年、337頁)</p> <p>○議員の直接選挙(憲法、公選法)</p> <p>【執行機関】 ○長の設置が必要(憲法、自治法) ※独任制の長の必置制を前提としていると一般に解されている。 ○長及びその他吏員の直接選挙(憲法、公選法)</p> <p>○法律の定めによる委員会又は委員の設置(自治法) ・教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会(自治法)</p> <p>○副知事及び副市町村長を原則として設置(自治法) ・普通公共団体の長が、議会の同意を得て選任(自治法)</p>	<p>8章 地方自治</p> <p>93条1項 地方公共団体は、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。</p> <p>93条2項 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。</p>	<p>【地方自治法】</p> <p>2編6章 議会</p> <p>89条 普通地方公共団体に議会を置く。</p> <p>94条 町村は、条例で、第89条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。</p> <p>2編7章 執行機関</p> <p>138条の4第1項 普通地方公共団体にその執行機関として普通公共団体の長のほか、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。</p> <p>139条2項 市町村に市町村長を置く。</p> <p>161条1項 都道府県は副知事を、市町村は副町村市長を置く。ただし、条例でおかないことができる。</p> <p>161条2項 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。</p> <p>162条 副知事及び副市町村長は、普通公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。</p> <p>178条1項 普通地方公共団体の議会において、当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から十日以内に議会を解散することができる。</p> <p>178条2項 議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があつたときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。</p> <p>178条3項 前二項の規定による不信任の議決については、議員数の三分の二以上の者が出席し、第一項の場合においてはその四分の三以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (現行制度)	<p>【立法機関と執行機関の関係】</p> <p>○議会は、首長不信任の議決をすることができる。(自治法)</p> <p>○首長は、議会にて不信任の議決がなされた場合には、その通知を受けた日から10日以内に議会を解散することができる。(自治法)</p>		<p>180条の5第1項 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教育委員会 二 選挙管理委員会 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会 <p>180条の5第3項 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 農業委員会 二 固定資産評価審査委員会 <p>283条1項 この法律又は政令で定めをするものを除くほか、第2編及び第4編中市に関する規定は、特別区にこれを適用する。</p>

国	判例・解釈	法的根拠
		地方自治規律関係法
日本 (特別区 の区長 の選 任制 度)	<p>【判例】 最高裁(大法廷)昭和38年3月27日判決(抜粋) 昭和37年(あ)第900号・贈収賄被告事件 (前略)特別区は、その長の公選制が法律によつて認められていたとはいえ、憲法制定当時においてもまた昭和27年8月地方自治法改正当時においても、憲法93条2項の地方公共団体と認めることはできない。従つて、改正地方自治法が右公選制を廃止し、これに代えて、区長は特別区の議会の議員の選挙権を有する者で年齢25年以上のものの中から特別区の議会が都知事の同意を得て選任するという方法を採用したからといつて、それは立法政策の問題にほかならず、憲法93条2項に違反するものということとはできない。(後略)</p> <p>【解釈】 特別区には、執行機関の長として区長が置かれ(法283条1項、139条2項)、住民が直接選挙により選挙する(選挙法2条)。特別区の区長選挙については、公職選挙法及び、公職選挙法施行令の市長の選挙に関する規定が適用される。 特別区の区長の公選制度は、昭和21年の東京都制の一部改正において採用されたが、昭和27年の法改正において大都市としての一体的、総合的な運営を必要とすることや都と区との財源問題をめぐる紛争が絶えなかったこと等から公選制を廃止し、特別区の議会が都知事の同意を得て選任する制度が設けられた。特別区は特別地方公共団体でもあり、その性格、及び権能等において一般性を有するものではなく、したがって、憲法にいう地方公共団体ではないことから、その長は必ずしも公選でなければならないということはない。しかし、一部には区長の選任制度を定める法の規定(昭和49年の改正前の法281条の3第1項)は、憲法第93条第2項に違背し違憲であるという主張もあり、いわゆる区長公選制復活運動があった。他方では、議会による区長の選任が円滑に行われず、長期にわたる区長不在が続発して選任制度の問題を露呈した。かかる事態の中で、特別区の基礎的な地方公共団体としての地位を充実させるべきであるという要請もあったので、昭和49年の法改正において再度区長の公選制が採用されたのである。しかし、現行法のもとでも特別区は憲法上の地方公共団体ではないと解され、それゆえ区長の公選制の採用は憲法の要請ではなく、立法政策の問題である。 (長野士郎『逐条地方自治法(第10次改定新版)』学陽書房、1983年、1090～1091頁)</p>	<p>【東京都制(昭和21年改正時)】 151条の2第1項 区に区長を置く。 151条の2第2項 区長の任期は4年とし、選挙の日よりこれを起算す。 151条の2第3項 区長はその被選挙権ある者に就き、選挙人をして選挙せしめ、その者に就き任ず。</p> <p>【地方自治法(昭和22年制定時)】 283条 政令で特別の定めをするものを除く外、第2編中市に関する規定は、特別区にこれを適用する。</p> <p>【地方自治法(昭和27年改正時)】 281条の2第1項 特別区の区長は、特別区の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満25歳以上のものの中から、特別区の議会が都知事の同意を得てこれを選任する。 (昭和39年の法改正により、281条の3第1項となった。) (昭和44年の法改正により、削除された。)</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (市制) 1 8 8 8 年 制 定 時)	<p>【立法機関】</p> <p>○市会の設置が必要(市制) ・議長は議員の互選により選出(市制)</p> <p>○市会議員の制限選挙、級別選挙(市制)</p> <p>【執行機関】</p> <p>○参事会の設置が必要(市制) ・市長、助役、名誉職参事会員によって構成</p> <p>○参事会は、その市を統轄し、その行政事務を担任(市制)</p> <p>○長の設置が必要(市制) ○市長は、市会が推薦する3名の候補者のうちから内務大臣が天皇の裁可を得て任命(市制)</p> <p>○助役の設置が必要(市制) ○助役は市会が選出(市制) ・府県知事の認可が必要(市制)</p> <p>○名誉職参事会員の設置が必要(市制) ○名誉職参事会員は市会が選出(市制) ・市公民中、年齢満30歳以上で、選挙権を有する者より選出(市制)</p> <p>【立法機関と執行機関の関係】 (無し)</p>	(地方自治体に関する規定なし。)	<p>【市制】</p> <p>11条1項 市会議員は、その市の選挙人、その被選挙権有るものよりこれを選挙す。(後略)</p> <p>16条 議員は名誉職とす。その任期は6年とし、毎3年各級においてその半数を改選す。(後略)</p> <p>30条 市会はその市を代表し、この法律に準拠して市に関する一切の事件並びに従前特に委任せられ又は将来法律、勅令に依て委任せらるる事件を議決するものとす。</p> <p>37条 市会は毎暦年の初め1周年を限り議長及びその代理者各1名を互選す。</p> <p>44条1項 市会において市吏員の選挙を行ふときは、その1名毎に匿名投票をもってこれをなし、有効投票の過半数を得る者をもって当選とす。もし過半数を得る者なきときは、最多数を得る者2名を取りこれについてさらに投票せしむ。もし最多数を得る者3名以上同数なるときは、議長自ら抽選してその2名を取りさらに投票せしむ。この再投票においてもなお過半数を得る者なきときは、抽選をもって当選を定む。その他は、第22条、第23条、第24条第1項を適用す。</p> <p>44条2項 前項の選挙には、市会の議決をもって指名推選の法を用ふることを得。</p> <p>49条1項 市に市参事会を置き、左の吏員をもってこれを組織す。 一 市長 1名 二 助役 東京は3名、京都、大阪は各2名、その他は1名 三 名誉職参事会員 東京は12名、京都、大阪は各9名、その他は6名</p> <p>49条2項 助役及び名誉職参事会員は市条例をもってその定員を増減することを得。</p> <p>50条 市長は有給吏員とす。その任期は6年とし、内務大臣、市会をして候補者3名を推薦せしめ上奏裁可を請うべし。もしその裁可を得ざるときは再推薦をなさしむべし。再推薦にしてなお裁可を得ざるときは、追て推薦せしめ裁可を得るに至るの間、内務大臣は臨時代理者を専任し又は市費をもって官吏を派遣し市長の職務を管掌せしむべし。</p> <p>51条 助役及び名誉職参事会員は、市会これを選挙す。その選挙は、第44条によりて行うべし。但し、投票同数なるときは、抽選の法によらず、府県参事会これを決すべし。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (市制1888年制定時)			<p>52条1項 助役は有給吏員とし、その任期は6年とす。</p> <p>52条2項 助役の選挙は、府県知事の認可を受けることを要す。もしその認可を得ざるときは再選挙をなすべし。再選挙にしておその認可を得ざるときは、追て選挙を行い認可を得るにいたるの間、府県知事は臨時代理者を選任し又は市費をもって官吏を派遣し助役の職務を管掌せしむべし。</p> <p>53条1項 市長及び助役は、その市公民たる者に限らず。但し、その任を受くるときはその公民たるの権を得。</p> <p>54条1項 名誉職参事会員は、その市公民中、年齢満30歳以上に於て選挙権を有する者よりこれを選挙す。その任期は4年とす。任期満限の後といえども後任者就職の日まで在職するものとす。</p> <p>64条1項 市参事会は、その市を統轄し、その行政事務を担当す。(後略)</p> <p>67条1項 市長は、市政の一切の事務を指揮監督し、処務の渋滞なきことを務むべし。</p> <p>67条2項 市長は、市参事会を招集し、之が議長となる。(後略)</p> <p>67条3項 市長は、市参事会の議事を準備し、その議決を執行し、市参事会の名をもって文書の往復をなし及び之に署名す。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (町村制 1888年 制定時)	<p>【立法機関】 ○町村会の設置(町村制) ・小町村では、郡参事会の議決を経て、町村条例に規定することで、選挙権を有する町村民の総会をもって町村会に代替可(町村制) ・町村長が議長を務める(町村制)</p> <p>○町村会議員の制限選挙、級別選挙(町村制)</p> <p>【執行機関】 ○長の設置が必要(町村制) ○町村長は、町村会において、その町村民のうち、年齢満30歳以上で選挙権を有する者より選出(町村制) ・府県知事の認可を受けることが必要(町村制)</p> <p>○助役の設置が必要(町村制) ○助役は、町村会において、その町村民のうち、年齢満30歳以上で選挙権を有する者より選出(町村制) ・府県知事の認可を受けることが必要(町村制)</p> <p>【立法機関と執行機関の関係】 (無し)</p>	(地方自治体に関する規定なし。)	<p>【町村制】</p> <p>11条 町村会議員は、その町村の選挙人その被選挙権あるものよりこれを選挙す。(後略)</p> <p>16条 議員は名誉職とす。その任期は6年とし、毎3年各級においてその半数を改選す。(後略)</p> <p>31条 小町村においては、郡参事会の議決を経、町村条例の規定により、町村会を設けず選挙権を有する町村民の総会をもってこれに充つることを得。</p> <p>32条 町村会は、その町村を代表し、この法律に準拠して町村一切の事件並びに従前特に委任せられ又は将来法律勅令に依て委任せらるる事件を議決するものとす。</p> <p>39条 町村会は、町村長をもってその議長とす。(後略)</p> <p>42条 町村会は、会議の必要ある毎に議長これを招集する。もし議員の4分の1以上の請求あるときは必ず之を招集すべし。</p> <p>52条 町村に、町村長及び町村助役各1名を置くべし。但し、町村条例をもって助役の定員を増加することを得。</p> <p>53条 町村長及び助役は、町村会においてその町村民中、年齢満30歳以上にして選挙権を有するものよりこれを選挙す。</p> <p>55条1項 町村長及び助役は名誉職とす。但し、第56条の有給町村長及び有給助役はこの限りにあらず。</p> <p>55条2項 町村長は職務取扱いのために要する歳費弁償のほか、勤務に相当する報酬を受くことを得。助役にして行政事務の一部を分掌する場合(第70条第2項)においてもまた同じ。</p> <p>56条1項 町村の状況により町村条例の規定をもって町村長に給料を給することを得。また大なる町村においては町村条例の規定をもって助役1名を有給吏員となすことを得。</p> <p>56条2項 有給町村長及び有給助役はその町村民たる者に限らず。但し、当選に應じ認可を得るときはその公民たるの権を得。</p> <p>59条 町村長及び助役の選挙は府県知事の認可を受くべし。</p> <p>60条1項 府県知事前条の認可を与えざるときは、府県参事会の意見を聞くことを要す。もし府県参事会同意せざるもなお府県知事において認可すべからずとなすときは、自己の責任をもってこれに認可を与えざることを得。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (町村制 1888年 制定時)			<p>60条2項 府県知事の不認可に対し町村長又は町村会において不服あるときは、内務大臣に具申して認可を請うことを得。</p> <p>61条1項 町村長及び助役の選挙その認可を得ざるときは再選挙をなすべし。</p> <p>61条2項 再選挙にしてなおその認可を得ざるときは、追て選挙を行い認可を得るにいたるの間、認可の権ある監督官庁は臨時に代理者を選任し又は町村費をもって官吏を派遣し町村長及び助役の職務を管掌せしむべし。</p> <p>68条1項 町村長は、その町村を統轄し、その行政事務を担当す。</p> <p>70条 町村助役は、町村長の事務を補助す。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (市制) 1911年改正時)	<p>【立法機関】 ○市会の設置が必要(市制) ・議長は議員の互選により選出(市制)</p> <p>○市会議員の制限選挙、級別選挙(市制)</p> <p>【執行機関】 ○参事会の設置が必要(市制) ・市長、助役、名誉職参事会員によって構成(市制) ・市長が議長を務める(市制) ○参事会の権限は、「市会の権限に属する事件にして、その委任を受けたものを議決する事」、「市長より市会に提出する議案に付き、市長に対し意見を述べる事」等(市制)</p> <p>○長の設置が必要(市制) ○市長は、市会が推薦する3名の候補者のうちから内務大臣が天皇の裁可を得て任命(市制)</p> <p>○助役の設置が必要(市制) ○助役は、市長の推薦により市会が決定する。市長が不在の場合は、議会が選挙を実施し選出(市制) ・府県知事の認可が必要(市制)</p> <p>○名誉職参事会員の設置が必要(市制) ○名誉職参事会員は、市会議員の互選により選出(市制)</p> <p>○市参与の設置可(市制) ○市参与は、市会において選挙し選出(市制) ・内務大臣の認可が必要(市制)</p> <p>【立法機関と執行機関の関係】 (無し)</p>	(地方自治体に関する規定なし。)	<p>【市制】 13条1項 市会議員は、その被選挙権ある者につき、選挙人これを選挙す。(後略)</p> <p>19条1項 市会議員は名誉職とす。 19条2項 議員の任期は4年とし、総選挙の第1日よりこれを起算す。</p> <p>41条 市会は市に関する事件及び法律勅令に依りその権限に属する事件を議決す。</p> <p>43条 市会はその権限に属する事項の一部を市参事会に委任することを得。</p> <p>48条1項 市会は議員中より議長及び副議長1人を選挙すべし。</p> <p>64条1項 市に市参事会を置き、左の職員をもってこれを組織す。 一 市長 二 助役 三 名誉職参事会員</p> <p>64条2項 前項の外、市参与を置く市においては、市参与は参事会員としてその担当事業に関する場合に限り会議に列席し議事に参与す。</p> <p>65条1項 名誉職参事会員の定数は6人とす。但し、第6条の市に在りては、市条例をもって12人迄これを増加することを得。</p> <p>65条2項 名誉職参事会員は、市会においてその議員の中よりこれを選挙すべし。(後略)</p> <p>66条 市参事会は、市長をもって議長とす。市長故障あるときは市長代理者これを代理す。</p> <p>67条 市参事会の職務権限左のごとし。 一 市会の権限に属する事件にして、その委任を受けたものを議決する事 二 市長より市会に提出する議案に付き、市長に対し意見を述べる事 三 その他法令に依り市参事会の権限に属する事件</p> <p>72条1項 市に市長及び助役1人を置く。但し、第6条の市の助役の定数は内務大臣これを定む。</p> <p>72条2項 助役の定数は、市条例をもってこれを増員することを得。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (市制1911年改正時)			<p>72条3項 特別の必要ある市においては市条例をもって市参与を置くことを得。その定数はその市条例中にこれを規定すべし。</p> <p>73条1項 市長は有給吏員とし、その任期は4年とす。</p> <p>73条2項 内務大臣は市会をして市長候補者3人を選挙推薦せしめ、上奏裁可を請ふべし。</p> <p>73条3項 市長は内務大臣の認可を受くるに非ざれば、任期中退職することを得ず。</p> <p>74条1項 市参与は名誉職とす。但し、定数の全部又は一部を有給吏員と為すことを得。この場合においては、第72条第3項の市条例中にこれを規定すべし。</p> <p>74条2項 市参与は、市会においてこれを選挙し、内務大臣の認可を受くべし。</p> <p>74条3項 名誉職市参与は、市公民中選挙権を有する者に限る。</p> <p>75条1項 助役は有給吏員とし、その任期は4年とす。</p> <p>75条2項 助役は市長の推薦に依り、市会これを定め、市長、職に在らざるときは市会においてこれを選挙し、府県知事の認可を受くべし。</p> <p>75条3項 前項の場合において、府県知事の不認可に対し、市長又は市会において不服あるときは、内務大臣に具状して認可を請ふことを得。</p> <p>75条4項 助役は府県知事の認可を受くるに非ざれば、任期中退職をすることを得ず。</p> <p>79条1項 市に収入役1人を置く。但し、市条例をもって副収入役を置くことを得。</p> <p>85条 前数条に定むる者の外、市に必要な有給吏員を置き、市長これを任免す。</p> <p>87条1項 市長は市を統轄し、市を代表す。(後略)</p> <p>88条 市長は議案を市会に提出する前、これを市参事会の審査に付し、その意見を議案に添へ市会に提出すべし。</p> <p>93条1項 市長その他市吏員は法令の定むる所に依り、国府県その他公共団体の事務を掌る。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (市制 1911年改正時)			<p>93条2項 前項の事務を執行する為要する費用は市の負担とす。但し、法令中別段の規定あるものはこの限りに在らず。</p> <p>94条1項 市長は府県知事の許可を得てその事務の一部を助役に分掌せしむることを得。但し、市の事務については、予め市会の同意を得ることを要す。</p> <p>94条3項 市長は市吏員をしてその事務の一部を臨時代理せしむることを得。</p> <p>95条 市参与は、市長の指揮監督を受け、市の経営に属する特別の事業を担当す。</p> <p>96条1項 助役は市長の事務を補助す。</p> <p>97条1項 収入役は、市の出納その他の会計事務及び第93条の事務に関する国府県その他公共団体の出納その他の会計事務を掌る。但し、法令中別段の規定あるものはこの限りに在らず。</p> <p>97条3項 市長は、府県知事の許可を得て収入役の事務の一部を副収入役に分掌せしむることを得。但し、市の出納その他の会計事務に付いては、予め市会の同意を得ることを要す。</p> <p>102条 第85条の吏員は市長の命を受け、事務に従事す。</p> <p>103条1項 第86条の吏員は区長の命を受け、事務に従事す。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (町村制 1911年改正時)	<p>【立法機関】 ○町村会の設置(町村制) ・「特別の事情ある」町村では、郡長は府県知事の許可を得て、選挙権を有する町村公民の総会をもって町村会に代替可(町村制) ・町村長が議長を務める(町村制)</p> <p>○町村会議員の制限選挙、級別選挙(町村制)</p> <p>【執行機関】 ○長の設置が必要(町村制) ○町村長は、町村会において選出(町村制) ・府県知事の認可を受けることが必要(町村制)</p> <p>○助役の設置が必要(町村制) ○助役は、町村長の推薦により、町村会が決定(町村制) ・府県知事の認可を受けることが必要(町村制)</p> <p>【立法機関と執行機関の関係】 (無し)</p>	(地方自治体に関する規定なし。)	<p>【町村制】 11条1項 町村議会議員は、その被選挙権ある者に就き、選挙人これを選挙す。 16条1項 町村議会議員は名誉職とす。 16条2項 議員の任期は4年とし、総選挙の第1日よりこれを起算す。 38条1項 特別の事情ある町村においては、郡長は府県知事の許可を得て、町村そして町村会を設けず、選挙権を有する町村公民の総会をもってこれに充てしむることを得。 38条2項 町村総会に関しては、町村会に関する規定を準用す。 39条 町村会は、町村に関する事件及び法律勅令に依り、その権限に属する事件を議決す。 41条 町村会は、法律勅令に依り、その権限に属する選挙を行ふべし。 42条1項 町村会は、町村の事務に関する書類及び計算書を検閲し、町村長の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査することを得。 42条2項 町村会は、議員中より委員を選挙し、町村長又はその指名したる吏員立会の上、実地に就き前項町村会の権限に属する事件を行はしむることを得。 45条 町村会は、町村長をもって議長とす。(後略) 47条1項 町村会は、町村長これを召集す。議員定数の3分の1以上の請求あるときは町村長はこれを召集すべし。 60条 町村に町村長及び助役1人を置く。但し、町村条例をもって、助役の定数を増加することを得。 61条1項 町村長及び助役は名誉職とす。 61条2項 町村は、町村条例をもって町村長又は助役を有給と為すことを得。 62条 町村長及び助役の任期は4年とす。 63条1項 町村長は、町村会においてこれを選挙す。 63条2項 助役は、町村長の推薦に依り、町村会これを定む。町村長、職に在らざるときは、前項の例に依る。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (町村制 1911年 改正時)			<p>63条3項 名誉職町村長及び名誉職助役は、その町村公民中選挙権を有する者に限る。</p> <p>64条1項 町村長を選挙し又は助役を定め、若は選挙したるときは、府県知事の認可を受くべし。</p> <p>64条2項 前項の場合において、府県知事の不認可に対し、町村長又は町村会において不服あるときは、内務大臣に具状して認可を請ふことを得。</p> <p>64条3項 有給町村長及び有給助役は、3月前に申立つるときは、任意退職することを得。</p> <p>69条1項 町村は、臨時又は常設の委員を置くことを得。</p> <p>69条2項 委員は名誉職とす。町村会において、町村会議員又は町村公民中選挙権を有する者よりこれを選挙す。但し、委員長は、町村長又はその委任を受けたる助役をもってこれに充つ。</p> <p>69条3項 常設委員の組織に関しては、町村条例をもって別段の規定を設けることを得。</p> <p>71条1項 前数条に定むる者の外、町村に必要な有給吏員を置き、町村長これを任免す。</p> <p>71条2項 前項吏員の定数は、町村会の議決を経てこれを定む。</p> <p>72条1項 町村長は、町村を統轄し、町村を代表す。</p> <p>78条1項 町村長は、郡長の許可を得て、その事務の一部を助役又は区長に分掌せしむることを得。但し、町村の事務に付ては予め町村会の同意を得ることを要す。</p> <p>78条2項 町村長は、町村吏員をしてその事務の一部を臨時代理せしむることを得。</p> <p>79条1項 助役は町村長の事務を補助す。</p> <p>83条 第71条の吏員は、町村長の命を承け、事務に従事す。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (北海道一級町村制1897年制定時)	<p>【立法機関】</p> <p>○町村議会の設置(一級町村制)</p> <p>・町村長が議長を務める(一級町村制)</p> <p>○町村会議員の制限選挙、級別選挙(一級町村制)</p> <p>【執行機関】</p> <p>○長の設置が必要(一級町村制)</p> <p>・町村長は、毎町村もしくは町村組合に1名(一級町村制)</p> <p>○町村長は、北海道庁長官が任免する(一級町村制)</p> <p>【立法機関と執行機関の関係】</p> <p>(無し)</p>	(地方自治体に関する規定なし。)	<p>【北海道一級町村制】</p> <p>1条 この勅令は、北海道において一級町村と為す地に行うものとす。</p> <p>8条1項 町村に町村長、書記、その他必要の附属員を置き、有給吏員とす。</p> <p>8条2項 町村長は毎町村もしくは町村組合に1名とし、書記の定員は北海道庁長官これを定む。</p> <p>8条3項 町村長は北海道庁長官これを任免し、書記は郡長これを任免し、その他の附属員は町村長これを任免す。</p> <p>9条 町村に収入役1名を置き書記の中に就き郡長これを命ず。</p> <p>10条1項 町村は処務便宜のため、町村規則をもって町村の区域を数部に分ち、毎部部長及びその代理者各1名を置くことを得。</p> <p>10条2項 部長及びその代理者は名誉職とす。</p> <p>10条3項 部長及びその代理者は選挙権を有する町村公民の中に就き町村長之を任免す。</p> <p>11条1項 町村は町村規則をもって臨時もしくは常設の委員を置くことを得。</p> <p>11条2項 委員は名誉職とす。</p> <p>11条3項 委員は、町村会議員若しくは町村公民中選挙権を有する者を以てこれに充て、又は町村会議員及び町村公民中選挙権を有する者を以てこれに充つ。その合議体に組織したる場合においては、町村長若しくはその委任を受けたる書記を以て委員長とす。</p> <p>11条4項 委員は、町村会においてこれを選挙す。</p> <p>11条5項 委員の組織任期等に関する事項は、第1項の規則にこれを規定すべし。</p> <p>11条6項 委員に関しては第47条の例を適用す。 (後略)</p> <p>12条1項 町村長は、町村を統轄しその行政事務を担当す。</p> <p>12条2項 町村長の担任する事務の概目左のごとし。</p> <p>一 町村会の議事を準備し並びにその議決を承認し及び執行する事</p> <p>二 町村有財産及び町村の営造物を管理する事。但し特にこれが管理者あるときはその事務を監督する事</p> <p>三 町村の権利を保護する事</p> <p>四 町村の歳入を管理し、歳入出予算その他町村の議決によって</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本（北海道一級町村制1897年制定時）			<p>定まりたる収入支出を命令し、会計及び出納を監視する事</p> <p>五 町村吏員を監督し、書記、委員を除くほかその他に対し懲戒処分を行う事。その懲戒処分は譴責及び5円以下の過怠金とす。</p> <p>六 町村の諸証書及び公文書類を保管する事</p> <p>七 外部に対して町村を代表し及び町村の名義を以て他庁若しくは一個人と交渉する事</p> <p>八 法律、命令、若しくは町村会の議決により使用料、加入金、手数料、町村税及び夫役現品を賦課徴収する事</p> <p>九 その他法律、命令、若しくは上司の指令によって町村長に委任したる事務を処理する事</p> <p>13条1項 町村長は法律、命令に従い左の事務を管掌す。</p> <p>一 司法警察官の職務</p> <p>二 浦役場の事務</p> <p>三 国の行政にして町村に属する事務。但し吏員の設あるときはこの限りにあらず。</p> <p>13条2項 前項の事務を執行するがために要する費用は町村の負担とす。</p> <p>14条1項 町村長若しくは監督官庁において町村会の議決その権限を越え、又は法律、命令に背くと認めるときは、町村長は自己の意見により又は監督官庁の指令により、理由を示してこれを再議に付し若しくは取消すべし。</p> <p>14条2項 前項再議付するもしきりにその議決を改めざるときは、町村長より郡長に申立てその決定を請ふべし。又、前項取消に不服ある町村会は、郡長に訴願することを得。</p> <p>14条3項 前項郡長の決定若しくは裁決に不服ある町村会は、北海道庁長官に訴願し、その北海道庁長官の裁決に不服ある町村会は、行政裁判所に出訴することを得。</p> <p>14条4項 町村長若しくは監督官庁において町村会の議決公益に害ありと認むるときは、町村長は自己の意見により又は監督官庁の指令により、理由を示して再議に付すべし。</p> <p>14条5項 前項再議に付するもしきりにその議決を改めざるときは、町村長より郡長に申立てその決定を請ふべし。その郡長の決定に不服ある町村会は北海道庁長官に訴願し、その北海道庁長官の裁決に不服ある町村会は拓殖務大臣に訴願することを得。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本（北海道一級町村制1897年制定時）			<p>14条6項 本条の決定若しくは裁決は、その確定に至るまで執行を停止す。但し、当該官庁において停止のために公益に害ありと認むるときはこの限りにあらず。</p> <p>18条1項 書記は、町村長の命令を承け、国の行政及び町村に係る処務に従事す。</p> <p>19条 収入役は、町村の収入を受領し、その費用の支払をなし、その他会計事務を掌る。</p> <p>20条 部長及びその代理者は、町村長の命令を承け、部内に関する国の行政及び町村の行政につき町村長の事務を補助執行す。</p> <p>21条1項 委員は、町村長の監督に属し、町村有財産若しくは町村の営造物を管理し、その他町村行政事務の一部を分掌し、又は一時の委託により事務を処弁す。</p> <p>27条1項 町村会議員は、町村の選挙人その被選挙権ある者よりこれを選挙す。その定員左のごとし。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 人口1500未満の町村に於ては 議員8人 － 人口1500以上5000未満の町村に於ては 議員12人 － 人口5000以上1万未満の町村に於ては 議員16人 － 人口1万以上2万未満の町村に於ては 議員20人 － 人口2万以上の町村に於ては 議員24人 <p>27条2項 前項の定員は町村規則を以てこれを減ずることを得。</p> <p>28条1項 町村公民は、総て選挙権を有す。但し公民権停止中の者及び第6条第3項の場合に当る者はこの限りにあらず。</p> <p>28条2項 直接町村税を納むる者、その額町村公民の最も多く、直接町村税を納むる3名中の1名よりも多き時は、町村住民にあらざる者又は3年以來の町村住民にあらざる者といえども、第5条に掲載するその他の要件を具備するときは、選挙権を有す。但し、第6条第2項の公民権停止の条件または同条3項の場合に当る者はこの限りにあらず。</p> <p>29条1項 選挙人は分けて二級とす。</p> <p>33条1項 町村会議員は名誉職とす。その任期は6年とし、毎3年各級においてその半数を改選す。もし各級の議員二分しがたきときは、初回において多数の一半を改選せしむ。初回において退職せしむべき者は抽選をもって之を定む。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本（北海道一級町村制1897年制定時）			<p>47条1項 町村議会議員中、その資格の要件を有せざる者あるときは、その職を失うものとす。</p> <p>47条2項 町村長若しくは町村会に於て、前項に該当する者あることを発見したるときは郡長に申出つべし。</p> <p>42条3項 第1項資格要件の有無は、郡長に於て前項の申立に依り、又はその職権をもってこれを決定す。</p> <p>42条4項 前項郡長の決定に不服ある者は、北海道庁長官に訴願し、その北海道庁長官の裁決に不服ある者は、行政裁判所に出訴することを得。</p> <p>42条5項 本条の場合に於て資格要件を有せずとする決定は、その決定確定し、又は訴訟の判決有るまでその執行を停止す。</p> <p>49条 町村会の議決を経るべき事件左のごとし。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 町村条例及び町村規則を設定する事 二 町村費をもって支弁すべき事業。但し国の行政事務に属するものはこの限りにあらず。 三 歳入出予算を定むる事 四 法律命令に定むるものを除く外、使用料、加入金、手数料、町村税及び夫役現品の賦課徴収の法を定むる事 五 町村有不動産の売買、交換、譲受、譲渡ならびに質入書入をなす事 六 基本財産及び積立金穀等の処分をなす事 七 歳入出予算をもって定むるものを除く外、新たに義務の負担をなし及び権利の棄却をなす事 八 町村有財産及び町村の営造物の管理方法を定むる事 九 町村吏員の身元保証を徴しならびにその額を定むる事 十 町村に係る訴訟及び和解に関する事 <p>その他町村会の職権は法律命令の定むるところによる。</p> <p>52条1項 町村会は町村長をもって議長とす。</p> <p>91条1項 郡長は、公益上必要と認むる場合においては数町村の事務を共同処理せしむるため、北海道庁長官の許可を得て町村組合を設けることを得。</p> <p>91条2項 郡長は、前項の許可を受くるには、組合会議の組織費用の支弁方法に関し組合規程を設け、併せて北海道庁長官の許可を受くべし。その変更を要するときもまた同じ。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本 (北海道二級町村制 1897年制定時)	<p>【立法機関】</p> <p>○町村議会の設置(二級町村制)</p> <p>・町村長が議長を務める(二級町村制)</p> <p>○町村会議員の制限選挙、級別選挙(二級町村制)</p> <p>【執行機関】</p> <p>○長の設置(二級町村制)</p> <p>・町村長は、毎町村もしくは町村組合に1名(二級町村制)</p> <p>○町村長は、北海道庁長官が任免する(二級町村制)</p> <p>【立法機関と執行機関の関係】 (無し)</p>	(地方自治体に関する規定なし。)	<p>1条 この勅令は北海道において二級町村となす地に行うものとする。</p> <p>8条1項 町村に町村長、書記、その他必要の附属員を置き、有給吏員とす。</p> <p>8条2項 町村長は毎町村もしくは町村組合に1名とし、書記の定員は北海道庁長官これを定む。</p> <p>8条3項 町村長は北海道庁長官これを任免し、書記は郡長これを任免し、その他の附属員は町村長これを任免す。</p> <p>9条1項 町村は、処務便宜のため町村規則をもって町村の区域を数部に分ち、毎部部長及びその代理者各1名を置くことを得。</p> <p>9条2項 部長及びその代理者は名誉職とす。</p> <p>9条3項 部長及びその代理者は、選挙権を有する町村公民の中に就き町村長之を任免す。</p> <p>10条1項 町村は町村規則をもって臨時もしくは常設の委員を置くことを得。</p> <p>10条2項 委員は名誉職とす。</p> <p>10条3項 委員は町村会議員もしくは町村公民中選挙権を有する者をもってこれに充て、または町村会議員及び町村公民中選挙権を有する者をもってこれに充つ。その合議体に組織したる場合には、町村長もしくはその委任を受けたる書記をもって委員長とす。</p> <p>10条4項 委員は郡長これを任免す。</p> <p>10条5項 委員の組織等に関する事項は、第1項の規則にこれを規定すべし。</p> <p>11条1項 町村長は町村を統括しその行政事務を担当す。</p> <p>11条2項 町村長の担任する事務の概目左のごとし。</p> <p>一 町村会の議事を準備し、ならびにその議決を承認し及び執行する事</p> <p>二 町村有財産及び町村の営造物を管理する事。但し、特に之が管理者あるときはその事務を監督する事</p> <p>三 町村の権利を保護する事</p> <p>四 町村の歳入を管理し、町村の収入を受領し、その費用の支払いをなし、その他会計事務を処理する事</p> <p>五 町村吏員を監督し、書記委員を除くほかその他に対し懲戒処分を行う事。その懲戒処分は譴責及び5円以下の過怠金とす。</p> <p>六 町村の諸証書及び公文書類を保管する事</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本（北海道二級町村制1897年制定時）			<p>七 外部に対して町村を代表し、及び町村の名義をもって他庁もしくは一個人と交渉する事</p> <p>八 法律命令もしくは町村会の議決により使用料、加入金、手数料、町村税及び夫役現品を賦課徴収する事</p> <p>九 町村条例及び町村規則を設定する事</p> <p>十 町村営造物の管理方法を定むる事</p> <p>十一 その他法律命令もしくは上司の指令によりて町村長に委任したる事務を処理する事</p> <p>12条1項 町村長は法律命令に従い左の事務を管掌す。</p> <p>一 司法警察官の職務</p> <p>二 浦役場の事務</p> <p>三 国の行政にして町村に属する事務。ただし別の吏員の設あるときはこの限りにあらず。</p> <p>12条2項 前項の事務を執行するがために要する費用は町村の負担とす。</p> <p>13条1項 町村もしくは監督官庁において、町村会の議決その権限を越え、または法律命令に背き、または公益に害ありと認むるとき、または町村会において必要の収支に関し否決したるとき、または町村長もしくは監督官庁において町村会の議決必要の収支に関し不当の削減をなすと認むるときは、町村長は自己の意見により、または監督官庁の指令により理由を示してこれを再議に付し、なおその議決を改めざるときは郡長に申立て指揮を請うべし。ただし場合により再議に付せずしてただちに郡長の指揮を請うことを得。</p> <p>13条2項 前項の場合においては、郡長は北海道庁長官の認許を得て指揮すべきものとす。</p> <p>16条1項 書記は、町村長の命令をうけ、国の行政及び町村の行政に係る庶務に従事す。</p> <p>17条1項 部長及びその代理者は、町村長の命令をうけ、部内に関する国の行政及び町村の行政につき町村長の事務を補助執行す。</p> <p>18条1項 委員は、町村長の監督に属し、町村有財産もしくは町村の営造物を管理し、その他町村行政事務の一部を分掌し、または一時の委託により事務を処弁す。</p> <p>23条1項 町村会議員は、町村の選挙人その被選挙権ある者よりこれを選挙す。(以下略)</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本（北海道二級町村制1897年制定時）			<p>23条2項 前項の定員は、町村規則をもって減ずることを得。</p> <p>25条1項 選挙人は分けて二級とす。</p> <p>25条2項 選挙人中、直接町村税の納額多き者を合せて選挙人総員の納むる総額の半に当るべき者を一級とし、そのほかの選挙人を二級とす。</p> <p>26条1項 区域広闊または人口稠密なる町村においては、町村会の議決をへて区画を定め、選挙分会を設けることを得。ただし、特に二級選挙のためこれを設けるも妨げなし。</p> <p>27条1項 特別の事情ある町村においては、町村条例をもって選挙区を設けることを得。</p> <p>29条1項 町村会議員は名誉職とす。その任期は6年とし、毎3年各級においてその半数を改選す。もし各級の議員二分し難きときは初回において多数の一半を退職せしむ。初回において退職せしむべき者は抽選をもってこれを定む。</p> <p>40条 郡長において選挙の効力に関し異議あるときは、前条の報告を受けたる日より60日以内に選挙を取消すべし。ただし北海道庁長官の認許を受くることを要す。</p> <p>45条 町村会の議決を経るべき事件左のごとし。 一 歳入出予算を定むる事 二 法律命令に定むるものを除くほか、使用料、加入金、手数料、町村税及び夫役現品の賦課徴収の法を定むる事 三 町村有財産の売買、交換、譲渡並びに質入書入をなす事 四 基本財産及び積立金穀等の処分をなす事 五 歳入出予算をもって定むるものを除くほか、新たに義務の負担をなし、及び権利の棄却をなす事 六 町村有財産の管理方法を定むる事 七 町村に係る訴訟及び和解に関する事 その他、町村会の職権は法律命令の定むる所による。</p> <p>48条1項 町村会は町村長をもって議長とす。</p> <p>50条1項 町村長及びその委任を受けたる吏員は、何時にても会議に出席し、及び発言することを得。ただし議員の演説を中止することを得ず。</p> <p>56条 議長は会議の事を総理し、会議の順序を定め、その日の会議を開閉し、議場の秩序を保持す。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
日本（北海道二級町村制1897年制定時）			<p>59条1項 町村会の書記は、町村吏員の中につき町村長これを命ず。</p> <p>59条2項 書記は議長に隸属して庶務に従事す。</p> <p>59条3項 議長は書記をして会議録を製して、会議の顛末並びに出席議員の氏名を記録せしむべし。</p> <p>59条4項 会議録は、議長及び議員2名以上これに署名捺印すべきものとす。</p> <p>59条5項 議長は会議録を添え、会議の結果を町村長に報告すべし。</p> <p>85条1項 郡長は、公益上必要と認むる場合においては、数町村の事務を共同処理せしむるため、北海道庁長官の許可を得て町村組合を設けることを得。</p> <p>85条2項 郡長は、前項の許可を受くるには、組合会議の組織費用の支弁方法に関し組合規程を設け、併せて北海道庁長官の許可を受くべし。その変更を要するときもまた同じ。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
韓国	<p>【総括】 ○議会を置く(憲法)</p> <p>【立法機関】 ○議会の設置が必要(憲法、自治法) ・議長は議員の互選により選出(自治法)</p> <p>○議員の直接公選(自治法)</p> <p>【執行機関】 ○長の選任方法の法定(憲法) ○長の設置が必要(自治法) ○長の直接公選(自治法) ・長の継続在任は、3期までに限定(自治法)</p> <p>○補助機関としての副市長の設置(自治法) ○特別市、広域市の副市長は、政務職又は一般職国家公務員の中から、市長の提請により、内務部長官を経て大統領が任命(自治法) ○一般市の副市長は、一般職地方公務員の中から、当該市長・郡守・区庁長が任命(自治法)</p> <p>【立法機関と執行機関の関係】 (無し)</p>	<p>118条1項 地方自治団体に、議会を置く。 118条2項 地方議会の組織、権限、議員選挙および地方自治団体の長の選任方法、その他地方自治団体の組織および運営に関する事項は、法律でこれを定める。</p>	<p>【地方自治法】 5章 地方議会 26条1項 地方自治団体に議会を置く。 26条2項 地方議会議員は、住民の普通・平等・直接・秘密選挙により選出する。 31条1項 地方議員は、名誉職とし、次の各号の費用を支給する。 一 議政資料の蒐集・研究とこれのための補助活動に必要とされる費用を補填する為に毎月支給する議政活動費。ただし、議政資料の蒐集・研究のための補助活動費は、市・道議会議員に限る。 二 本会議又は員会の議決又は議長の命により公務で旅行するときに支払う旅費 三 会議中に支給する会議手当 31条2項 第1項各号に規定された費用の支給基準は、大統領令が定める範囲内において当該地方自治団体の条例で定める。 42条1項 地方議会は、議員中から市・道の場合議長1人及び副議長2人を、市・郡及び自治区の場合議長及び副議長各1人を無記名投票により選挙しなければならない。 6章 執行機関 1節 地方自治団体の長 85条 特別市に特別市長、広域市に広域市長、道に同知事を置き、市に市長、郡に郡守、自治区に区庁長を置く。 86条1項 地方自治団体の長は、住民の普通・平等・直接・秘密選挙により選出する。 87条1項 地方自治団体の長の任期は、4年とし、地方自治団体の長の継続在任は、3期に限る。 92条 地方自治団体の長は、当該地方団体を代表し、その事務を統括する。 94条 地方自治団体の長は、当該地方自治団体の事務及び法令によりその地方自治団体の長に委任された事務を管理し、執行する。 2節 補助機関 101条1項 特別市及び広域市に副市長、道に副知事、市に副市長、郡に副郡守、自治区に副区庁長を置き、その定数は次の各号のとおりである。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
韓国			<p>一 特別市の副市長の定数:3人を超過しない範囲において大統領令で定める。</p> <p>二 広域市の副市長及び道の副知事の定数:2人を超過しない範囲内において大統領令で定める</p> <p>三 市の副市長、郡の副郡守及び道の副知事の定数:2人を超過しない範囲内において大統領令で定める。</p> <p>101条2項 特別市及び広域市の副市長、道の副知事は、政務職又は一般職国家公務員で補し、その職級は、大統領令で定める。ただし、第1項第1号及び第2号の規定により特別市及び広域市の副市長、道の知事を2人以上置く場合に1人は、大統領が定めるところにより政務職又は別定職地方公務員で補し、その資格基準は、当該地方自治団体の条例で定める。</p> <p>101条3項 第2項の政務職又は一般職国家公務員で補する副市長・道知事は、市長・道知事の提請で内務部長官を経て大統領が任命する。</p> <p>101条4項 市の副市長、郡の副郡守、自治区の副区庁長は、一般職地方公務員で補し、その階級は、大統領令で定めて当該市長・郡守・区庁長が任命する。</p> <p>101条5項 市・道の副市長及び副知事、市の副市長・副郡守・副区庁長は、当該地方自治団体の調査を補佐して事務を統括し、所属職員を指揮・監督する。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
フランス	<p>【立法機関】</p> <p>○議会の設置が必要(憲法、CGCT)</p> <p>・首長が議長を務める。(CGCT)</p> <p>○議員の公選(CGCT)</p> <p>【執行機関】</p> <p>○長の設置が必要(CGCT)</p> <p>○長は、コミューン議会議員の互選により選出(CGCT)</p> <p>○1人又は複数の助役の設置が必要(CGCT)</p> <p>○助役は、コミューン議会議員の互選により選出(CGCT)</p> <p>【立法機関と執行機関の関係】 (無し)</p>	<p>【第5共和国憲法】</p> <p>72条3項 (前略)法律の定める要件にしたがって、これらの公共団体は、選出される議会により自由に自己の行政を行い、自らの権限行使のため命令[条例]を制定する権限を持つ。</p>	<p>【地方団体総合法典(CGCT)】</p> <p>L.1111-1条 コミューン、県及び州は、公選された議会により自由に行政を行う。</p> <p>L.1111-2条1項 コミューン、県及び州は、その権限下にある事務を、議決により処理する。</p> <p>L.2121-1条 各コミューンの本体は、コミューン議会、首長(le maire = メール)及びひとり又は複数の副首長(adjoint[s] = 「助役」とも訳)により構成される。</p> <p>L.2121-2条 コミューン議会の議員数は下表により定められる。(後略)</p> <p>L.2121-3条 コミューン議会は、選挙法典L.1条からL.118-3条、L.225条からL.270条及びL.273条に規定される条件により選出される。</p> <p>L.2121-14条1項 コミューン議会は、首長、又は首長が欠ける場合にはそれに代わる者が、その議長を務める。</p> <p>L.2121-14条2項 首長の提出する決算書案が審議される会議においては、コミューン議会は議長を選出する。</p> <p>L.2121-14条3項 この場合、首長は議長としての職務に就いていない間でも審議に参加することができるが、採決の際には席を外さなくてはならない。</p> <p>L.2121-16条 首長のみが議会の警察権を有する。</p> <p>L.2121-29条1項 コミューン議会は、議決によりコミューンの所事務を処理する。</p> <p>L.2122-1条 各コミューンに、議員の中から互選で選出される首長とひとり又は複数の助役をおく。</p> <p>L.2122-2条 コミューン議会は助役の数を決める。但し、その数は、コミューン議会の法定議員数の30%を超えることはできない。</p> <p>L.2122-2-1条 人口8万人以上のコミューンでは、L.2122-2条に規定される制限については、ひとつ又は複数の地区を専ら担当する助役の職を設置するために、定数超過が認められる。但し、当該助役の数は、コミューン議会の法定議員定数の10%を超えてはならない。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
フランス			<p>L.2122-3条1項 何らかの障害又は地理的遠隔性が、コミューンの中心市街地と他の地区との間の通信を困難、危険又は一時的に不可能にする場合には、当該コミューン議会の理由を付した議決によって、特別助役の職を設けることができる。</p> <p>L.2122-3条2項 コミューンが合併した場合も、ひとり又は複数の特別助役の職を設けることができる。</p> <p>L.2122-4条1項 コミューン議会は秘密投票を行い、絶対多数により、議員の中から首長及び助役を選出する。何人も、満18歳（＝有権者資格年齢）に達していなければ、首長には選出され得ない。</p> <p>L.2122-7条1項 首長及び助役は秘密投票により絶対多数を得て選出される。</p> <p>L.2122-7条2項 2回の投票において候補者が誰も絶対多数を得なかった場合には、3回目の投票が行われ相対多数で選出される。</p> <p>L.2122-18条1項 首長（メール）は単独で行政執行の責任を負うが、自らの監督と責任の下に、アレテにより、その職務の一部をひとり又は複数の助役に委任することができる。また、助役が欠けたとき若しくは故障があるとき、又は助役全員が各々既に何らかの委任を受けているときには、コミューン議会議員に委任することができる。</p> <p>L.2122-19条 首長は自らの監督と責任の下に、アレテにより、次の者に署名権を委任できる。 ①コミューンの事務総長及び事務次長 ②専門行政部門の部局長</p> <p>L.2122-21条 首長は、コミューン議会の監督と県における国務代理官の行政監督の下で、一般的に、コミューン議会の決定を執行する責務を負う。（後略）</p> <p>L.2122-26条 首長の利害がコミューンのそれと対立する状況においては、コミューン議会は、裁判又は契約においてコミューン議회를代表する他の議員を指名する。</p> <p>L.2122-27条 首長は、県における国務代理官の指揮監督の下に、次の事項を行う任を負う。 ①法令及び規則の公示及び執行。 ②一般治安警察措置の執行。 ③法律により付与された特別な職務。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
オランダ	<p>【総括】</p> <p>○議会を最高機関とする(憲法)</p> <p>【立法機関】</p> <p>○議会の設置が必要(憲法、自治体法)</p> <p>・首長が、議長を務める(自治体法)</p> <p>○議員の直接公選(憲法、自治体法)</p> <p>【執行機関】</p> <p>○長と助役により、執行部を構成(自治体法)</p> <p>○長の設置が必要(憲法、自治体法)</p> <p>○長は勅命により任命(憲法、自治体法)</p> <p>○長は、大臣の提言に基づく勅命によりいつでも解任可(自治体法)</p> <p>○長は、勅命により停職を受けることあり(自治体法)</p> <p>○人口の合計が1万人を超えないことを条件に、複数の自治体の首長を兼務可能(自治体法)</p> <p>○助役の設置が必要(自治体法)</p> <p>○議会が助役を任命(自治体法)</p> <p>・議員、首長との兼職不可(自治体法)</p> <p>【立法機関と執行機関の関係】</p> <p>○首長と議会の関係が破綻する事態となった場合、議会は、州知事を介して、解任勧告を大臣に送付できる。(自治体法)</p> <p>・議会が、首長と議会の関係が破綻していることを表明する前に、議会はこの表明の根拠について知事と協議する。(自治体法)</p> <p>○議会は、首長のために行動規範を定める。(自治体法)</p>	<p>【王国憲法】</p> <p>125条1項 州及び市は、それぞれ、州議会及び市議会を最高機関とする。(後略)</p> <p>125条2項 (前略)市の行政府は、市の行政部及び市長から構成される。</p> <p>125条3項 州知事及び市長は、それぞれ、州議会及び市議会の会議を主催する。</p> <p>129条1項 「州議会及び市議会の議員は、その州または市に在住し、かつ、第二院の議員の選出資格を有するオランダ国民により、直接選出される。州議会及び市議会の議員の被選挙権資格は、その選挙資格と同様とする。</p> <p>131条 州知事及び市長は、勅命により、任命される。</p> <p>132条1項 州及び市の組織並びにその執行機関の構成及び権限については、法律で定める。</p> <p>132条2項 執行機関の監督については、法律で定める。</p> <p>132条3項 執行機関による決定は、法律で定める場合を除き、事前の監督を受けない。</p> <p>132条4項 執行機関による決定は、当該決定が法律に抵触し、又は公共の利益に反すと認勅命によって破棄される。</p>	<p>【自治体法】</p> <p>5条 本法において、用語の定義は以下に従う。(中略)c. 執行部: 首長と助役による執行部</p> <p>6条 各自治体には、議会、執行部、首長を置く。</p> <p>7条 議会は、自治体の全住民を代表する。</p> <p>9条 首長は、議会の議長を務める。</p> <p>10条1項 議会の議員となるためには、その自治体の住民で年齢18歳以上、かつ選挙権を剥奪されていないこと要件とする。</p> <p>10条2項 欧州連合(EU)加盟国の国籍を有しない者については、さらに次の要件を満たすものとする。</p> <p>a. 2000年外国人法(Vreemdelingenwet 2000)第8条a、b、d、e またはIIに基づいて、もしくは国際機関がオランダ国内に本部を置くことに関するこの国際機関とオランダ王国間の協定に基づいて、合法的にオランダに滞在していること。さらに、</p> <p>b. 自治体議会の議員としての資格を自治体議会が決定する日に先立って、オランダに少なくとも5年間連続して滞在し、かつ、2000年外国人法第8条aに定める滞在権を有するか、または2000年外国人法第8条cに基づいて合法的にオランダに滞在していること。</p> <p>34条1項 首長と助役は、合同で首長と助役による執行部を構成する。</p> <p>34条2項 首長は、執行部の議長を務める。</p> <p>35条1項 議会は、助役を任命する。</p> <p>35条2項 首長は、執行部の構成を決める交渉の結果について情報提供を受ける。首長はこの再、執行部の計画に関する提案について自らの見解を示す機会を与えられる。</p> <p>36条1項 助役の人数は、議員数の20%を超えない。ただし、助役が2人より少なくなることはないものとする。</p> <p>36条2項 議会は、助役の職が非常勤のかたちで遂行されることを決定できる。</p> <p>36条3項 第2項が適用される場合は、第1項にかかわらず、助役の人数は議員数の25%を超えないものとする。ただし、助役の勤務時間基準の合計は、第2項が適用されなかった場合の助役の勤務時間基準の合計と比べ、10%を超えて多くならないものとする。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
オランダ			<p>36条4項 議会は、助役の任命の際に、各助役の勤務時間基準を確定する。</p> <p>36a条1項 助役の職については、第10条に定める議会の議員資格に関する要件を適用する。ただし、第10条第2項bの「自治体議会の議員としての資格を自治体議会が決定する日」は、「本人が助役として任命される日」と読み替える。</p> <p>36a条3項 同一人物が複数の自治体で助役を務めることはできない。</p> <p>36b条1項 助役は、次の職を兼業することはできない。 (中略)l. 自治体議会の議員 m. 首長(後略)</p> <p>53a条1項 首長は、執行部の政策の調和を図る。</p> <p>53a条2項 首長は、執行部の会議の議題に案件を追加することができる。</p> <p>53a条3項 首長は、議題とされた案件について、独自の動議を執行部に提出することができる。</p> <p>61条1項 首長は、大臣の提言に基づく勅命により、6年の任期で任命される。</p> <p>61a条1項 首長は、大臣の提言に基づく勅令により、6年の任期で再任が可能である。</p> <p>61b条1項 首長は、大臣の提言による勅令により、いつでも解任が可能である。</p> <p>61b条2項 首長と議会の関係が破綻する事態となった場合、議会は、州知事を介して、解任勧告を大臣に送付できる。</p> <p>61b条3項 議会が、首長と議会の関係が破綻していることを表明する前に、議会はこの表明の根拠について知事と協議する。</p> <p>62条1項 首長は、勅令により停職を受けることがある。</p> <p>63条 首長に任命をされるには、オランダ国籍が必要である。□</p> <p>64条 同一人物が複数の自治体で首長に任命されることは可能である。ただし、任命の時点で、それらの自治体の人口の合計が10,000人を超えないものとする。</p> <p>69条2項 議会は、首長のために行動規範を定める。</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
スウェーデン	<p>【総括】</p> <p>○自治体における決定権は、議会が行使(憲法)</p> <p>【立法機関】</p> <p>○議会の設置が必要(憲法、自治法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の中から、議長、1人ないし複数の副議長を選任(自治法) <p>○議員の直接公選(自治法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口により、最低議員数を設定(自治法) ・議員以外の市民の議会での議論への参加可(自治法) <p>【執行機関】</p> <p>○議員の互選による執行委員会(executive committee)の設置が必要(自治法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの事務の運営に関する監督や調整、他の委員会の監督を実施(自治法) <p>【立法機関と執行機関の関係】(無し)</p>	<p>【統治法】</p> <p>1章7条1項 スウェーデン王国には、基礎的自治体と地域的自治体がある。自治体における決定権は、選挙された議会が行使しなければならない。</p>	<p>【1991年地方自治法】</p> <p>Chap.3 Sec.1 Every municipality and every county council has one decision making assembly: the municipal assembly in the municipalities and the county council assembly in the county councils.</p> <p>Chap.3 Sec.2 "A municipal assembly shall appoint a municipal executive committee."</p> <p>Chap.4 Sec.2 Any person registered as a resident of the municipality and 18 years old not later than the election day is entitled to vote in the election of municipal assembly members and their alternates and</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. is a citizen of Sweden or another Member State of the European Union (a Union citizen), 2. a citizen of Iceland or Norway, or 3. in the case of other aliens, has been a registered resident of Sweden for three consecutive years before the election <p>Chap.4 Sec.3 Any person entitled to vote in the election of municipal assembly members and their alternates in a municipality within the county council area concerned is entitled to vote in the election of county council assembly members and their alternates.</p> <p>Chap.4 Sec.5 "Assembly members and their alternates are elected from among persons entitled to vote under Sections 2 and 3."</p> <p>Chap.5 Sec.1 Subsec.1 The assembly decides how many members the assembly shall have.</p> <p>Chap.5 Sec.1 Subsec.2 The number shall be set at an odd number and not less than the following:</p> <ul style="list-style-type: none"> 31 in municipalities with 12,000 or less residents entitled to vote... 41 in municipalities with more than 12,000 and up to 24,000 residents entitled to vote, 51 in municipalities with more than 24,000 and up to

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
スウェーデン			<p>36,000 residents entitled to vote,...</p> <p>61 in municipalities with more than 36,000 residents entitled to vote...</p> <p>Chap.5 Sec.1 Subsec.3 In the Municipality of Stockholm and in county councils with more than 300,000 residents entitled to vote, however, the number of members shall be set at not less than 101.</p> <p>Chap.5 Sec.6 Subsec.1 The assembly elects a chairman and one or more vice chairmen from among its members.</p> <p>Chap.5 Sec.21 An assembly may decide that persons other than members shall be entitled to take part in the discussions but not in the making of decision.</p> <p>Chap.6 Sec.1 Subsec.1 The executive committee shall direct and co-ordinate the administration of the affairs of the municipality or county council and shall supervise the activities of other committees.</p> <p>Chap.6 Sec.2 Subsec.1 The executive committee shall closely observe the questions which can affect the development and financial status of the municipality or county council.</p> <p>Chap.6 Sec.2 Subsec.2 The executive committee shall also make such proposals as are necessary to the assembly, other committees and other authorities.</p> <p>Chap.6 Sec.4 It is the particular duty of the executive committee to</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. prepare or pronounce on business to be transacted by the assembly, subject to the restrictions implied by Chap. 5, Sections 29–32, 2. take charge of financial administration, 3. give effect to assembly decisions, and 4. generally perform the tasks entrusted to it by the assembly.

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
イギリス (イングランドの例)	<p>【立法機関】 ○議会の設置(2000年地方政府法)</p> <p>【執行機関】 ＜人口85,000人以上の場合＞ ○政府の形態は、次の2形態から要選択 (2007年地方政府法)</p> <p>(1)直接公選市長と内閣制 ○長の設置が必要 ○長の公選</p> <p>○2名以上の内閣構成員の設置 ○議員の中から、市長が任命</p> <p>(2)リーダーと内閣制 ○リーダーの設置が必要 ○リーダーは、議員の中から、議会が任命</p> <p>○2名以上の内閣構成員の設置 ○内閣構成員は、議員の中から、リーダーが任命</p> <p>＜人口85,000人未満の場合＞ ○政府の形態は、次の3形態から要選択 (2007年地方政府法)</p> <p>(1)直接公選市長と内閣制 ○長の設置が必要 ○長の公選</p> <p>○2名以上の内閣構成員の設置 ○内閣構成員は、議員の中から、市長が任命</p>	(成文憲法なし。)	<p>【Local Government Act 2000(2000年地方政府法)】 Executive Arrangement Part II Sec.11.— (1) The executive of a local authority must take one of the forms specified in subsections (2) to (5). (2) It may consist of— (a) an elected mayor of the authority, and (b) two or more councillors of the authority appointed to the executive by the elected mayor. Such an executive is referred to in this Part as a mayor and cabinet executive. (3) It may consist of— (a) a councillor of the authority (referred to in this Part as the executive leader) elected as leader of the executive by the authority, and (b) two or more councillors of the authority appointed to the executive by one of the following— (i) the executive leader, or (ii) the authority. Such an executive is referred to in this Part as a leader and cabinet executive. (4) It may consist of— (a) an elected mayor of the authority, and (b) an officer of the authority (referred to in this Part as the council manager) appointed to the executive by the authority. Such an executive is referred to in this Part as a mayor and council manager executive. (5) It may take any such form as may be prescribed in regulations made by the Secretary of State.</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
イギリス (イングランドの例)	<p>(2)リーダーと内閣制 ○リーダーの設置が必要 ○リーダーは、議員の中から、議会が任命</p> <p>○2名以上の内閣構成員の設置が必要 ○内閣構成員は、議員の中から、リーダーが任命</p> <p>(3)委員会制 ○議会の設置が必要 ※立法及び執行機関である。</p>		<p>Alternative Arrangements Part II Sec.31.— (1) This section applies to— (a) any local authority which falls within subsection (2), and (b) any local authority which falls within any description of local authority specified in regulations made by the Secretary of State under this section. (2) A local authority falls within this subsection if— (a) it is the council for a district comprised in an area for which there is a county council, and (b) the resident population of the authority's area on 30th June 1999 was less than 85,000.</p> <p>Part II Sec.32.— (1) The Secretary of State may by regulations specify arrangements by a local authority with respect to the discharge of their functions (referred to in this Part as alternative arrangements) which are arrangements of a type— (a) which do not involve the creation and operation of an executive of the authority, (b) which include arrangements for the appointment of committees or sub-committees of the authority to review or scrutinize decisions made, or other action taken, in connection with the discharge of functions of the authority, and (c) which the Secretary of State considers are likely to ensure that decisions of the authority are taken in an efficient, transparent and accountable way.</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
イギリス（イングランドの例）			<p>【Local Government and Public Involvement in Health Act 2007(2007年地方政府法)】</p> <p>31 Schemes for elections For the purposes of this Chapter—</p> <p>(a) a council is “subject to a scheme for whole-council elections” if all of its councillors are to be elected in each year in which it holds ordinary elections of councillors;</p> <p>(b) a council is “subject to a scheme for elections by halves” if one-half (or as nearly as may be) of its councillors are to be elected in each year in which it holds ordinary elections of councillors;</p> <p>(c) a council is “subject to a scheme for elections by thirds” if one-third (or as nearly as may be) of its councillors are to be elected in each year in which it holds ordinary</p> <p>32 Resolution for whole-council elections (1) A district council in England that is subject to a scheme for elections by halves or by thirds may resolve that it is to be subject instead to the scheme for wholecouncil elections under section 34. (2) A resolution under this section is referred to in this Chapter as a “resolution for whole-council elections”.</p> <p>37 Resolution for elections by halves (1) A non-metropolitan district council in England that—</p> <p>(a) was formerly subject to a scheme for elections by halves, but</p> <p>(b) is for the time being subject to a scheme for whole-council elections, may resolve that it is to revert to being subject to a scheme for elections by halves.</p> <p>(2) For the purposes of this section, a council that is subject to a scheme for wholecouncil elections was “formerly subject” to a scheme for elections by halves if it was subject to such a scheme at any time in the period beginning with—</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
イギリス（イングランドの例）			<p>(a) 1 April 1974, or (b) if later, the date on which the council was created. (3) A resolution under this section is referred to in this Chapter as a “resolution for elections by halves”.</p> <p>39 Resolution for elections by thirds (1) A district council in England that— (a) was formerly subject to a scheme for elections by thirds, but (b) is for the time being subject to a scheme for whole-council elections, may resolve that it is to revert to being subject to a scheme for elections by thirds. (2) For the purposes of this section, a council that is subject to a scheme for wholecouncil elections was “formerly subject” to a scheme for elections by thirds if it was subject to such a scheme at any time in the period beginning with— (a) 1 April 1974, or (b) if later, the date on which the council was created. (3) A resolution under this section is referred to in this</p> <p>PART 3 EXECUTIVE ARRANGEMENTS FOR ENGLAND 62 Executive arrangements for England (1) Section 11 of the Local Government Act 2000 (c. 22) is amended in accordance with this section. (2) For subsection (1) substitute— “(1) The executive of a local authority must take a form specified in subsections (2) to (5) that is applicable to the authority.” (3) In subsection (2) for the words before paragraph (a) substitute— “(2) In the case of any local authority in England or Wales, the executive may consist of—”.</p>

国	規律内容	法的根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
イギリス（イングランドの例）			<p>(4) After subsection (2) insert— “(2A) In the case of any local authority in England, the executive may consist of— (a) a councillor of the authority (referred to in this Part as the executive leader) elected as leader of the executive by the authority, and (b) two or more councillors of the authority appointed to the executive by the executive leader. Such an executive is referred to in this Part as a leader and cabinet executive (England).”</p> <p>(5) In subsection (3)— (a) for the words before paragraph (a) substitute— “(3) In the case of any local authority in Wales, the executive may consist of—”; (b) in the words after paragraph (b)(ii), for “leader and cabinet executive” substitute “leader and cabinet executive (Wales)”.</p> <p>(6) In subsection (4) for the words before paragraph (a) substitute— “(4) In the case of any local authority in Wales, the executive may consist of—”.</p> <p>(7) In subsection (5) for “It” substitute “In the case of a local authority in England or Wales, the executive”.</p> <p>(8) In subsection (9)— (a) for “amend subsection (8) so as to provide for” substitute “specify”; (b) for “that subsection” substitute “subsection (8)”; (c) after “exercised” insert “in relation to Wales”.</p> <p>(9) After subsection (9) insert— “(9A) In this Part, a reference to a leader and cabinet executive is a reference to either or both of the following, as appropriate in the context—</p>

国	規律内容	法の根拠	
		憲法	地方自治規律関係法
			(a) a leader and cabinet executive (England); (b) a leader and cabinet executive (Wales).”

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
ドイツ (バーデン・ビュルテンベルク州の例)	<p>【総括】 ○議会又は総会の設置が必要(連邦憲法)</p> <p>【立法機関】 ○議会の設置(連邦憲法、州憲法、州市町村法) ・市町村集会が選挙された団体に代替可(連邦憲法) ・小規模の市町村の場合、市町村集会で選挙で選出された議会に代替可(州憲法) ・市町村長が議長となる(州市町村法)</p> <p>○議員の直接公選(連邦憲法、州憲法)</p> <p>【執行機関】 ○長の設置(州市町村法) ○長の直接公選(州市町村法) ・隣接する郡所属市町村は、同一人物を市町村長に選出可能(州市町村法)</p> <p>○特別市(Stadtkreis)においては、市町村長の職務代行者として、1人又は複数の常勤の助役(Beigeordnete)を設置(州市町村法) ○人口1万人以上の市町村においては、1人又は複数の常勤の助役(Beigeordnete)を設置可(州市町村法) ・助役を置かない場合は、市町村議会は、その構成員の中から、1人又は複数の副市町村長(Stellvertreter des Bürgermeisters)を選任可(州市町村法)</p>	<p>【連邦共和国基本法】 28条1項 (前略)州、郡および市町村においては、国民は普通・直接・自由・平等および秘密の選挙に基づいて設置された議会を有していなければならない。(中略)市町村においては、市町村集会が選挙された団体に代わることができる。</p>	<p>【バーデン・ビュルテンベルク州憲法の例】 72条1項 市町村及び郡においては、住民は、一般、直接、自由、平等かつ秘密選挙により、議会議員を選出する。(後略)</p> <p>72条2項 1つの市町村に、複数の有効選挙推選リストが提出された場合、比例代表制の原則を考慮した上で、選挙を行わなければならない。市町村条例により、地区で1人の市町村議会の代表を確保できる。小規模の市町村の場合、市町村集会で選挙で選出された議会の代わりに務めることができる。 72条3項 詳細は法で定める。</p>	<p>【バーデン・ビュルテンベルク州市町村法の例】 23条 市町村の機関は、市町村議会及び市町村長である。</p> <p>24条 市町村議会は住民の代表であり、市町村の主たる機関である。市町村議会は、市町村行政の基礎を確定し、法律により市町村長の権限とされている場合及び議会が市町村長に特定の事務を委任した場合を除き、市町村すべての事務を決定する。(後略)</p> <p>25条1項 市町村議会は、議長たる市町村長及び名誉職の構成員(市町村議会議員)から構成される。(後略)</p> <p>26条1項 市町村議会の議員は、住民による普通・直接・自由・平等・秘密の選挙によって、選出される。</p> <p>32条1項 市町村議会議員は、名誉職として活動する。市町村長は、市町村議会議員に対し、最初の会議において、職務義務の確実な履行を公的に義務付ける。</p> <p>42条1項 市町村長は市町村議会の議長であり、市町村行政の指揮監督者である。市町村長は、市町村を代表する。</p> <p>42条2項 人口2千人未満の市町村においては、市町村長は、期限付きの名誉職の公務員であるが、そのうちで、人口が5百人をこえる市町村においては、基本条例により、市町村長が期限付きの常勤公務員である旨を定めることができる。その他の[=人口2千人以上の]市町村においては、市町村長は、期限付きの常勤公務員である。</p> <p>42条3項 市町村長の任期は8年である。(後略)</p>

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
ドイツ（バーデン・ビュルテンベルク州の例）	<p>○助役は、市町村議会により、特別投票によって選出(州市町村法)</p> <p>【立法機関と執行機関の関係】 (無し)</p>			<p>42条4項 特別市及び大規模郡所属市（Große Kreisstadt）においては、市町村長は上級市長（Oberbürgermeister）という呼称を用いる。</p> <p>43条1項 市町村長は、市町村議会の会議及び委員会の準備をし、議決を執行する。</p> <p>43条2項 市町村長は、市町村議会の議決が法律違反であると考えられる場合には、当該議決に異議を唱えなければならない、議決が当該市町村にとって不利益なものであると考えられる場合には、当該議決に異議を唱えることができる。（後略）</p> <p>44条1項 市町村長は、市町村行政を指揮する。市町村長は、事務の適切な処理及び行政の秩序に適った進行に責任を持ち、市町村行政の内部組織を規律し、市町村議会と協力して、市町村議会議員の職務範囲を明確にする。</p> <p>44条2項 市町村長は、自らの権限で、現行の行政に関する職務及びその他の法律又は市町村議会により委任された任務を処理する。（後略）</p> <p>44条3項 市町村長は、法律に別段の定めのない限り、自らの権限で、指示事務を処理するが、条例及び法規命令の公布については、これと異なり、他の法律の規定に反しない限り、市町村議会が権限を有する。所管官庁の命令に基づいて秘密に処理すべき事務について、市町村が聴聞される場合も、同様である。</p> <p>44条4項 市町村長は、市町村職員にとって、上司であり、服務上の上司であり、かつ、最上級所管行政庁である。</p>

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
ドイツ（バーデン・ビュルテンベルク州の例）				<p>45条1項 市町村長は、住民による普通・直接・自由・平等・秘密の選挙によって、選出される。選挙は、多数決選挙の原則によって行われる。有効投票の過半数を獲得した者が当選する。</p> <p>48条1項 助役(49条)を置かない市町村においては、市町村議会は、その構成員の中から、1人又は複数の副市町村長(Stellvertreter des Bürgermeisters)を選任することができる。(後略)</p> <p>49条1項 人口1万人以上の市町村においては、市町村長の職務代行者として、1人又は複数の常勤の助役(Beigeordnete)を置くことができる。特別市においては、必ず助役を置かなければならない。助役の数は、市町村行政の必要性に応じて、基本条例によって定められる。(後略)</p> <p>49条2項 助役は、市町村長の職務の範囲内において、恒常的にその職務を代行する。市町村長は助役に対し、一般的又は個別的に、指示を与えることができる。</p> <p>50条1項 助役は、常勤の公務員として選任される。任期は8年とする。</p> <p>50条2項 助役は、市町村議会により、特別投票によって選出される。市町村議会は、それぞれの助役ポストにつき候補者を選出した後で、第一助役を選出する旨を議決することができる。基本条例が複数の助役を予定している場合は、政党及び有権者団体の推薦が、その議席比率に応じて、考慮される。</p>

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
ドイツ (バーデン・ビュルテンベルク州の例)				63条 隣接する郡所属市町村は、同一人物を市町村長に選出することができる。市町村長の選挙は、それぞれの市町村において、別々に行わなければならない。任期は、関係規定により、それぞれの市町村について決定される。

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
アメリカ（イリノイ州の例）	<p>【総括】</p> <p><ホーム・ルール単位となるには> その選挙民によって選出される首席行政官をもつカウンティ及び人口2万5千人以上の地方自治体は、ホーム・ルール単位となることができる。その他の地方自治体は、住民投票によってホーム・ルール単位となることができる。（州憲法）</p> <p><ホーム・ルール単位である場合> ○住民投票による承認を条件として、州法で定める政府形態を採用、変更、廃止可能（州憲法）</p> <p><ホーム・ルール単位でない場合> ○住民投票により、州法で定める政府形態を採用、変更、廃止可能（州憲法）</p> <p>【立法機関】</p> <p><市></p> <p>○議会の設置（州市町村法） ・市長及び議員により構成（州市町村法） ・市長が議長を務める（州市町村法） ○議員（alderman）の公選（州市町村法） ・任期は原則4年（州市町村法）</p> <p><（法人化された）町> ○理事会（board of trustees）の設置（州市町村法） ・長及び理事によって構成（州市町村法） ・長が議長を務める（州市町村法） ○理事（trustee）の公選（州市町村法）</p>	<p>（地方自治体に関する規定なし。）</p>	<p>【イリノイ州憲法】</p> <p>6条(a) その選挙民によって選出される首席行政官をもつカウンティ及び人口2万5千人以上の地方自治体は、ホーム・ルール単位となることができる。その他の地方自治体は、住民投票によってホーム・ルール単位となることができる。この条で制限されない限り、ホーム・ルール単位は、その統治、及び、それに限定されないが、保険、治安、公序良俗若しくは福祉の保護規制、免許、課税又は起債に関する権限を含む事務に関するいかなる権限をも執行し、いかなる機能をも果すことができる。</p> <p>6条(f) ホーム・ルール単位は、この章の第3条の適用を受けるクック・カウンティの政府形態を別にして住民投票による承認を条件として、法律で定める政府形態を採用し、変更し又は廃止することができる。（後略）</p> <p>7条 ホーム・ルール単位でないカウンティ及び地方自治体は、（中略）住民投票によって、法律で定める政府形態を採用し、変更又は廃止する権限、（中略）を有する。</p>	<p>【Illinois Municipal Code（イリノイ州市町村法）】</p> <p>Sec. 1-1-2. Definitions. In this Code:</p> <p>(1) "Municipal" or "municipality" means a city, village, or incorporated town in the State of Illinois, but, unless the context otherwise provides, "municipal" or "municipality" does not include a township, town when used as the equivalent of a township, incorporated town that has superseded a civil township, county, school district, park district, sanitary district, or any other similar governmental district. If "municipal" or "municipality" is given a different definition in any particular Division or Section of this Act, that definition shall control in that division or Section only.</p> <p>(2) "Corporate authorities" means (a) the mayor and aldermen or similar body when the reference is to cities, (b) the president and trustees or similar body when the reference is to villages or incorporated towns, and (c) the council when the reference is to municipalities under the commission form of municipal government.</p>

国		法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
アメリカ（イリノイ州の例）	<p><村> ○理事会 (board of trustees) の設置 (州市町村法) ・村長及び理事によって構成 (州市町村法) ・村長が議長を務める (州市町村法) ○理事 (trustee) の公選 (州市町村法) ・予備選挙及び本選挙の実施 (州市町村法)</p> <p>【執行機関】 <市 (人口10,001人以上の場合)> ○長の設置 (州市町村法) ○長の公選 (州市町村法) ・任期は、原則4年 (州市町村法) ○長は、首席行政官 (chief executive officer) である (州市町村法) ○公選による、書記官 (clerk) 及び財務官 (treasurer) の設置 (州市町村法)</p> <p><市 (人口1万人以下の場合)> ○長の設置 (州市町村法) ○長の公選 (州市町村法) ・任期は、原則4年 (州市町村法) ○長は、首席行政官である (州市町村法) ○公選による、書記官の設置 (州市町村法) ○条例により、財務官を市長の任命職とすることが可能 (州市町村法)</p> <p><(法人化された)町> ○長の設置 (州市町村法) ※通常presidentと称されるが、mayorと称されることもある。 ○長の公選 (州市町村法) ・任期は、原則4年 (州市町村法)</p>			<p>Article 3 Officers Sec. 3.1-10-10. Application of general election law. The general election law applies to the scheduling, manner of conducting, voting at, and Sec. 3.1-15-5. Officers to be elected. In all cities incorporated under this Code there shall be elected a mayor, aldermen, a city clerk, and a city treasurer (except in the case of a city of 10,000 or fewer inhabitants that, by ordinance, allows for the appointment of a city treasurer by the mayor, subject to the advice and consent of the city council). In all villages and incorporated towns, there shall be elected a president, trustees, and a clerk, except as otherwise provided in this Code. Sec. 3.1-15-10. Mayor; president. The chief executive officer of a city shall be a mayor. The chief executive officer of a village shall be a village president, who may also be called a mayor. The chief executive officer of an incorporated town shall be a president, who may also be called a mayor. The chief executive officer shall hold office for 4 years and until a successor is elected and has qualified, except in municipalities that have adopted a 2 year term as provided in Section 3.1-10-65 and</p>

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
アメリカ（イリノイ州の例）	<p><村> ○長の設置(州市町村法) ※通常、villege presidentと称されるが、mayorと称されることもある。 ○長の公選(州市町村法) ・予備選挙及び本選挙の実施(州市町村法) ・任期は、原則4年(州市町村法) ○長が、首席行政官である(州市町村法) ○書記官の設置(州市町村法)</p> <p><理事会型(Commission Form)> ※別に定めが無い限り、Article 3の選出及び任命された議員等に関する条項が適用される。 ※理事会は、議決及び執行機関を兼ねる。 ※人口20万人未満の法人化された(incorporated)自治体が採用可能 ※原則、上記Article 3の条項が適用される。</p> <p>理事会 ○理事会の設置(州市町村法) ※理事会は、議会(council)と称される。(州市町村法) ・首長と、4名の理事により構成(州市町村法) ・首長が議長(president)を務める(州市町村法) ○理事の公選(州市町村法) ・自治体全域を選挙区とした選挙により選出(州市町村法)</p> <p>○長の設置(州市町村法) ○長の公選(州市町村法)</p>			<p>except in a village or incorporated town that, before January 1, 1942, has adopted a 2 year term for the chief executive officer. Sec. 3.1-20-5. Clerk and treasurer. The city clerk and the city treasurer shall be elected at the same time that the mayor is elected, except in the case of an election to fill a mayoral vacancy and except in the case of a city having 10,000 or fewer inhabitants in which, by ordinance, the position of city treasurer is an appointed position. If a vacancy occurs in the office of city clerk or city treasurer, it shall be filled by the mayor with the advice and consent of the city council. The person so appointed shall hold office for the unexpired term of the officer elected. Sec. 3.1-25-20. Primary election. A village incorporated under this Code shall nominate and elect candidates for president and trustees in nonpartisan primary and general elections as provided in Sections 3.1-25-20 through 3.1-25-55 until the electors of the village vote to require the partisan election of the president and trustees at a referendum in the manner provided in Section 3.1-25-65 after January 1, 1992....</p>

国	法的根拠		
	連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
アメリカ（イリノイ州の例）	<p>・自治体全域を選挙区とした選挙により選出（州市町村法）</p> <p><支配人型（Manager Form）> ※別に定めが無い限り、Article 3の選出及び任命された議員等に関する条項が適用される。 ※人口50万人未満の法人化された（incorporated）自治体が採用可能</p> <p>【議決機関】 ○議会の設置（州市町村法） ・首長が議長を務める（州市町村法） ○議員の公選（州市町村法） ・小選挙区による選挙、自治体全域を選挙区とした選挙、及びそれらの併用による選挙で選出（州市町村法）</p> <p>【執行機関】 ○長の設置（州市町村法） ・儀礼的な行事を主催（州市町村法） ○長の公選（州市町村法）</p> <p>○支配人（manager）の設置（州市町村法） ・議会により任命（州市町村法） ○支配人は、自治体の行政運営全般を担う（州市町村法） ・その権限は、当該自治体内における法律及び条例の執行、部局長の任命及び罷免、部局の運営の監督等（州市町村法） ・すべての議会に出席し、議論に参加する権利を有するが、票決には参加不可（州市町村法）</p>		<p>Sec. 3.1-35-5. Mayor or president; general duties. The mayor or president shall perform all the duties which are prescribed by law, including ordinances, and shall take care that the laws and ordinances are faithfully executed. The mayor or president from time to time may, and annually shall, give the corporate authorities information concerning the affairs of the municipality and may recommend for their consideration measures the mayor or president believes expedient.</p> <p>Sec. 3.1-40-5. Composition. The city council shall consist of the mayor and aldermen. It shall meet in accordance with the Open Meetings Act. It shall keep a journal of its own proceedings.</p> <p>Sec. 3.1-40-30. Mayor presides. The mayor shall preside at all meetings of the city council....</p> <p>Sec. 3.1-45-5. Composition; manner of acting. The board of trustees shall consist of the president and trustees and, except as otherwise provided in this Code, shall exercise the same powers and perform the same duties as the city council in cities.</p>

国		法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
アメリカ（イリノイ州の例）	<p><強市長型(Strong Mayor Form)> (州市町村法) ※別に定めが無い限り、Article 3の選出及び任命された議員等に関する条項が適用される。 ※人口5,000人以上、500,000人未満の法人化された(incorporated)自治体が採用可能</p> <p>【議決機関】 ○議会の設置(州市町村法) ○議員の公選(州市町村法) ・各選挙区から2名ずつ選出(州市町村法)</p> <p>【執行機関】 ○長の設置(州市町村法) ・その権限は、当該自治体内における法律及び条例の執行、部局長等の任命及び罷免、部局の運営及び監督等(州市町村法) ○長の公選(州市町村法)</p> <p>【立法機関と執行機関の関係】 (無し)</p>			<p>Article 4 Commission Form Government Sec. 4-1-2. Definitions. In this Article, unless the context otherwise requires:</p> <p>(b) "Commissioner", "alderman", or "village trustee" means commissioner when applied to duties under this Article.</p> <p>(c) "City council", "board of trustees", or "corporate authorities" means "council" when applied to duties under this Article.</p> <p>(e) "City" includes village.</p> <p>(f) "Municipal" or "municipality" means either city or village.</p> <p>Sec. 4-2-1. All municipalities not exceeding 200,000 population which are treated as properly incorporated, or which hereafter are incorporated, under this Code, in addition to all rights, powers, and authority conferred upon them elsewhere in this Code, shall have the rights, powers, and authority conferred in this article, by proceeding as hereinafter provided.</p> <p>Sec. 4-3-2. Whenever a municipality adopts this article it shall discontinue its division into wards. The mayor and 4 commissioners of the municipality shall be nominated and elected at large.</p>

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
アメリカ（イリノイ州の例）				<p>Sec. 4-3-3. The mayor and commissioners elected under Section 4-3-1 shall be known as the council.</p> <p>Sec. 4-5-1. Every municipality which has the commission form of municipal government shall be governed by a council, consisting of the mayor and 4 commissioners, as provided in this article.</p> <p>The mayor shall be the president of the council and preside at its meetings, and he shall supervise all departments and report to the council for its action all matters requiring attention in any department. The commissioner of accounts and finances shall be vice president of the council, and in case of a vacancy in the office of mayor or the absence or inability of the mayor.</p> <p>Sec. 4-5-2. The council and its members shall possess and exercise all executive, administrative, and legislative powers and duties now possessed and exercised by the executive, legislative, and administrative officers in municipalities which are treated as properly incorporated under this Code or which hereafter incorporate under this Code, except that in municipalities under the commission form of municipal government, the</p>

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
アメリカ（イリノイ州の例）				<p>board of local improvements provided for by Article 9 shall remain a separate and distinct body, with all the rights, powers, and duties contained in Article 9.</p> <p>The executive and administrative powers and duties in municipalities under the commission form of municipal government shall be distributed among 5 departments, as follows:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Department of public affairs. 2. Department of accounts and finances. 3. Department of public health and safety. 4. Department of streets and public improvements. 5. Department of public property. <p>The council, by ordinance, (1) shall determine the powers of and duties to be performed by each department and shall assign them to the appropriate departments; (2) shall prescribe the powers and duties of officers and employees, and may assign officers and employees to one or more of the departments; (3) may require an officer or employee to perform duties in 2 or more departments; and (4) may make such rules and regulations as may be</p>

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
アメリカ（イリノイ州の例）				<p>necessary or proper for the efficient and economical conduct of the business of the municipality.</p> <p>Sec. 4-5-5. The council has the right and power to appoint and discharge the heads of all principal departments subordinate to the departments provided for in Section 4-5-2.</p> <p>Article 5 Managerial Form of Municipal Government</p> <p>Sec. 5-2-11 (j) The mayor or president shall preside at all meetings of the council or board and on all ceremonial occasions.</p> <p>Sec. 5-3-6. The powers of the council or board shall be purely legislative except as may be otherwise provided by any other act or by any article of this Code other than Articles 3 or 4. The executive and administrative powers conferred on the commissioners by Article 4 shall only be exercised when delegated to the appointive officers provided in this Article 5.</p> <p>The council or board shall approve for payment all expenses and liabilities of the municipality.</p>

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
アメリカ（イリノイ州の例）				<p>Sec. 5-3-7. The council or board of trustees, as the case may be, shall appoint a municipal manager, who shall be the administrative head of the municipal government and who shall be responsible for the efficient administration of all departments. He shall be appointed without regard to his political beliefs and need not be a resident of the city or village when appointed. The manager shall be appointed for an indefinite term, and the conditions of the manager's employment may be set forth in an agreement. In the case of the absence or disability of the manager, the council or village board may designate a qualified administrative officer of the municipality to perform the duties of the manager during such absence or disability. The manager may at any time be removed from office by a majority vote of the members of the council or the board.</p> <p>The powers and duties of the manager shall be:</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) To enforce the laws and ordinances within the municipality; (2) To appoint and remove all directors of departments.... (3) To exercise control of all

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
アメリカ（イリノイ州の例）				<p>departments and divisions thereof created in this Article 5, or that may be created by the council or board of trustees;</p> <p>(5) To have all the powers and exercise all the duties granted elsewhere in this Code to municipal clerks and comptrollers with respect to the preparation of a report of estimated funds necessary to defray the expenses of the city or village for the fiscal year for the consideration of the corporate authorities prior to the preparation of the annual appropriation ordinance;</p> <p>(6) To attend all meetings of the council or board of trustees with the right to take part in the discussions, but with no right to vote;</p> <p>(7) To recommend to the council or board of trustees for adoption such measures as he may deem necessary or expedient;</p> <p>(8) To perform such other duties as may be prescribed by this Article 5 or may be required of him by ordinance or resolution of the board of trustees or council.</p>

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
アメリカ（イリノイ州の例）				<p>Article 6 Stronge Mayor Form Government</p> <p>Sec. 6-3-3. The municipality shall have the following elected officers: one mayor, one municipal clerk and one municipal treasurer, all of whom shall be elected at large, and aldermen, the number of which shall be as follows: In cities not exceeding 25,000 inhabitants, 8 aldermen; between 25,001 and 40,000, 10 aldermen; between 40,001 and 60,000, 14 aldermen; between 60,001 and 80,000, 16 aldermen; and exceeding 80,000, 20 aldermen. Two aldermen shall be elected to represent each ward.</p> <p>Sec. 6-3-4. All terms of office of officials elected pursuant to this Division 3 of Article 6 shall be for terms of 4 years,....</p> <p>Sec. 6-4-1. The mayor shall be recognized as the official head of the city or village by the courts for the purpose of serving civil process and by the governor for all legal purposes.</p> <p>The mayor of any city or village which adopts this Article 6 shall have veto power as provided in Sections 6-4-2 through 6-4-4 and ordinances or measures may be passed over his veto as therein</p>

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
アメリカ（イリノイ州の例）				<p>provided. Such mayor shall have the power to vote as provided in Section 6-4-5.</p> <p>If any other act or any article of this Code other than Article 3 or Article 4 provides for the appointment of a board, commission or other agency by the mayor and the corporate authorities establish such board, commission or agency, such appointments shall be made in manner so provided.</p> <p>Sec. 6-4-6. The powers of the council shall be purely legislative, except as may be otherwise specifically provided by any other act or by any article of this Code. The council shall approve for payment of all expenses and liabilities of the municipality.</p> <p>Sec. 6-4-7. The powers and duties of the mayor shall be:</p> <p>(1) To enforce the laws and ordinances within the municipality;</p> <p>(2) To appoint and remove his administrative assistants, budget and finance director, heads of all departments, and to appoint and remove all other officers of the municipality, commissions, boards and agencies, except those covered by the civil service act in municipalities which have adopted said act and except as provided in</p>

国	規律内容	法的根拠		
		連邦憲法	州憲法	州地方自治規律関係法
アメリカ（イリノイ州の例）				<p>Section 6-4-14. No appointment shall be made upon any basis other than that of merit and fitness and in compliance with provisions of this act and with qualifications established by the city council.</p> <p>(3) To exercise control of all departments and divisions thereof created in this Article 6, or that may be created by the council;</p> <p>(4) To attend all meetings of the council with the right to take part in the discussions, but with no right to vote, except as authorized in Section 6-4-5;</p> <p>(5) To recommend to the council for adoption such measures as he may deem necessary or expedient;</p> <p>(6) To perform such other duties as may be prescribed by this Article 6 or may be required of him by ordinance.</p> <p>Sec. 6-4-8. Under the general supervision and administrative control of the mayor, there shall be such departments as the council may prescribe by ordinance....</p>

国	規律内容	法的根拠
EU諸国共通	<p>【総括】 ○民主的に構成された決定機関が必要</p> <p>【立法機関】 ○参事会又は議会の設置 ・法令により、市民集会等の直接的市民参加の方式の採用可</p> <p>○参事会又は議会の構成員の直接公選</p> <p>【執行機関】 ○参事会又は議会に対して責任を負う執行機関の設置可</p> <p>【立法機関と執行機関の関係】 (無し)</p>	<p>【ヨーロッパ地方自治憲章】 前文 ここに署名するヨーロッパ評議会加盟国は、ヨーロッパ評議会の目的が、加盟国の共通の遺産である理想と原則を維持し発展させるために、加盟国間のより緊密な結合を達成することにあることを考慮し、この目的を実現する手段の一つが行政分野における協定の締結であることを考慮し、地方自治体は民主主義体制の主要な基礎の一つであることを考慮し、公的事項の運営に参加する市民の権利がヨーロッパ評議会の全加盟国に共有されている民主主義の原則の一つであることを考慮し、この権利が最も直接的に行使されるのは地方のレベルであることを確信し、真の責任を有する地方自治体の存在が、効果的で市民に身近な行政を提供しうることを確信し、さまざまなヨーロッパ諸国における地方自治の擁護と強化が民主主義と分権の諸原則に基づく一つのヨーロッパの建設に重要な寄与をなすことを認識し、以上のことは、民主的に構成された決定機関を有し、かつ、責任遂行の手段及びその遂行に必要な資源について広範な自主性を有する地方自治体の存在を前提としていることを明記して、次の通り合意した。</p> <p>第 I 部</p> <p>3条1項 地方自治とは、法律の範囲内で、自らの責任において、その住民のために公的事項の基本的な部分を規制し処理する地方自治体の権利及び実質的な権能をいう。</p> <p>3条2項 この権利は、直接・平等・普通選挙権に基づき秘密投票により自由に選ばれた者で構成される参事会又は議会によって行使され、この参事会又は議会はそれに対して責任を負う執行機関を有することができる。この規定は、法令によって認められている場合に、市民集会、住民投票またはその他の直接的な市民参加の方式を用いることを妨げるものではない。</p> <p>7条1項 地方選出代表の地位は、その職務の自由な遂行を保障するものとする。</p> <p>7条2項 その地位は、当該職務遂行に要した費用の適正な財政的補償、並びに、必要があれば、収入の損失の補償又はなされた仕事に対する報酬及び相応の社会保障による保護を認めるものとする。</p> <p>7条3項 地方選挙による公職と兼任できない職務及び活動は、法令又は基本的法原則によって定められるものとする。</p>

国	文 献 等
日本	長野士郎『逐条地方自治法（第10次改訂新版）』学陽書房、1983年、1090～1091頁。
	松本英昭『新版逐条地方自治法〈第5次改訂版〉』学陽書房、2009年、337頁。
	田中愛吉、神尾重亮、塙善吉『北海道区町村制義解』進振堂、1987年、163～285。 ※読解の便宜から、法文表記の一部を変更した（句読点、濁音、促音、算用数字）。
	山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料集成2〔明治中期編〕』弘文堂、1994年、341～374頁。 ※読解の便宜から、法文表記の一部を変更した（句読点、濁音、促音、算用数字）。
韓国	<p>岡克彦「韓国」初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂、2006年、349～385頁。</p> <p>韓国Web六法「地方自治法」<http://www.geocities.co.jp/WallStreet/9133/></p>
フランス	<p>辻村みよ子「フランス」初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂、2006年、209～248頁。</p> <p>財団法人自治体国際化協会「フランス地方団体総合法典（抄訳）」2006年 <http://www.clair.or.jp/j/forum/honyaku/houten.html></p>
オランダ	<p>The Constitution of the Kingdom of the Netherlands 2002 <http://www.minbzk.nl/english/subjects/constitution-and/@4800/the_constitution_of></p> <p>全国知事会「オランダ王国憲法」全国知事会『地方自治の保障のグランドデザイン』2004年、資料編89～91頁。</p> <p>財団法人日本都市センター「自治体に関する新規定を含む1992年2月14日の法律（仮訳）」2010年。</p>
スウェーデン	<p>平松毅「スウェーデン」阿部照哉、畑博行編『世界の憲法集〔第2版〕』有信堂高文社、2006年、141～169頁。</p> <p>The Swedish Local Government Act, 2004年 <http://www.sweden.gov.se/sb/d/2008/a/29535></p>
イギリス	<p>財団法人自治体国際化協会「1972年地方行政法」2007年 <http://www.clair.or.jp/j/forum/honyaku/1972chihou.html></p> <p>Local Government Act 2000 <http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2000/ukpga_20000022_en_1></p> <p>Local Government and Public Involvement in Health Act 2007 <http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2007/ukpga_20070028_en_1></p>
ドイツ	<p>初宿正典「ドイツ連邦共和国」初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂、2006年、143～208頁。 ※国際比較を行う観点から、訳の一部を変更した。</p> <p>財団法人日本都市センター「バーデン・ビュルテンベルク州憲法（抄訳；仮訳）」2010年。</p> <p>財団法人自治体国際化協会「バーデン・ビュルテンベルク州自治体法」2008年 <http://www.clair.or.jp/j/forum/honyaku/baden.html> ※国際比較を行う観点から、訳の一部を変更した。</p>

国	文 献 等
アメリカ	<p>野坂泰司「アメリカ合衆国」初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂、2006年、49～78頁。</p> <p>全国知事会「米国イリノイ州憲法 地方自治に関する条項（英文と和訳）」全国知事会『地方自治の保障のグランドデザインⅡ』2006年、資料編1～10頁。</p> <p>State of Illinois, "Illinois Municipal Code," <http://www.ilga.gov/legislation/ilcs/ilcs3.asp?ActID=802&ChapAct=65%26nbsp%3BILCS%26nbsp%3B5%2F&ChapterID=14&ChapterName=MUNICIPALITIES&ActName=Illinois+Municipal+Code%2E></p>
欧州	<p>全国知事会「『ヨーロッパ地方自治憲章』等英文・和訳対訳」全国知事会『地方自治の保障のグランドデザイン』2004年、資料編2～8頁。</p> <p>杉原泰雄等編『資料現代地方自治―「充実した地方自治」を求めて―』勁草書房、2003年、67～87頁。</p>